

平成28年度

東濃西部少年センター

要 覧

多 治 見 市

瑞 浪 市

土 岐 市

多治見市豊岡町1丁目55番地

ヤマカまなびパーク 4F

TEL 0572-23-3455

FAX 0572-26-8813

はじめに

新緑がまばゆい季節となりました。生がみなぎる力強さを感じるものです。しかし、子どもたちを取り巻く環境は、SNS 環境での問題など複雑・多様化しており、確かな情報の必要性やコミュニケーション能力の育成など、その重要度が高くなってきています。子どもたちの健やかな成長のために、多くの方々にご協力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、東濃西部少年センターでは、大きく三つの柱で青少年健全育成に向けた取り組みを展開しています。「声かけ活動」「啓発活動」「相談活動」の三つです。

一つ目の「声かけ活動」は、東濃西部三市で総勢 200 名の少年指導員の方々にご協力いただいているところです。平成 25 年度から「補導活動」を「声かけ活動」に統一し、「挨拶」「会話」「励まし」「ねぎらい」「褒める」の五つを指導の基本として、「声かけ」に力を注いできました。この 3 年間の「声かけ活動」によって、子どもや若者との明るく気持ちのよい挨拶ができるようになってきたという報告が多くなってきています。JR 駅周辺の様相も依然と比べると落ち着きを感じるようになりました。

二つ目の「啓発活動」は、高等学校の MS リーダーズ（マナーズ・スピリットリーダーズ）や学校の各種ボランティアクラブによる「若者から若者へ」の啓発活動をより主体的な取り組みとなるよう力を入れていきたいと考えています。東濃西部三市にある県立・私立の 10 校すべての高等学校に参加していただいています。特に、道路交通法の改正によって自転車での違反行為や乗り方マナー等が問題視されています。啓発グッズ（ポケットティッシュ）を手渡ししながら、交通安全の呼びかけを行っているところです。

三つ目の「相談活動」は、「一人で悩まないで」を合言葉にした相談活動を充実させていきたいと考えております。「あんしんコール」「あんしんメール」として受付けています。不安な気持ちを十分に受け止めて「聞く」ことを大切にしています。

このように、東濃西部少年センターでは、「地域の子ども・若者は地域で支援」という考えを基本に、「家庭」「学校」「地域」との連携をより強め、皆様の協力を得ながら引き続き平成 28 年度も青少年の健全育成と非行防止、犯罪防止、安全確保の活動に邁進するとともに、また、関係諸機関・指導員の皆様には、今後共一層のご指導・ご協力・ご支援をお願い申し上げます。

平成 28 年 5 月 吉日
東濃西部少年センター
所長 加納 昭 仁

目 次

() 東濃西部少年センターの概要

1. 東濃西部少年センターの設置 1
 - (1) 設置の趣旨と経過 1
 - (2) 圏域の状況 1
 - (3) 3市の人口と学校数他 2
 - (4) 東濃西部地区の相談窓口 2
 - (5) その他の相談窓口 2
2. 東濃西部少年センターの運営 3
 - (1) 東濃西部広域行政事務組合の機構 3
 - (2) 東濃西部少年センターの所在地 3
 - (3) 東濃西部少年センターの業務 4

() 平成28年度東濃西部少年センター業務全般について

1. 主な業務 5
2. 基本方針 5
3. 重点努力目標 5
4. その他の取り組み 6
5. 3地区連携のための体制づくり 7
6. 平成28年度主要行事・業務予定 8

() 平成27年度(H27年4月～H28年3月)の活動状況

1. 声かけ活動の状況 10
 - (1) 概況 10
 - (2) 月別の指導活動の状況 10
 - (3) 行為別の指導状況 10
 - (4) 学職別の指導状況 11
2. 相談活動の状況 11
 - (1) 概況 11
 - (2) 月別の相談活動の状況 11
 - (3) 電話相談の件数 11
 - (4) 面接相談の件数 12
 - (5) メール相談の件数 12
3. 環境浄化の状況 12
4. 広報活動の状況 12

() 関係資料

1. 東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例 13
2. 東濃西部少年センターの管理に関する規則 14
3. 東濃西部少年センター少年指導員指導業務要領 16
4. 「街頭指導」の対象 18
5. 「声かけ」基準 19
6. 関係機関一覧表 20
7. 県下少年補導センター一覧表 20

() 東濃西部少年センターの概要

1. 東濃西部少年センターの設置

(1) 設置の趣旨と経過

〔趣旨〕

青少年の健全な育成を願い、3市（多治見市、瑞浪市、土岐市）による広域での協力体制を強化し、また公的関係機関や民間団体との連携を深め、総合的な業務の推進を図るため東濃西部少年センターを設置する。

〔経過〕

- | | |
|-------|--|
| 昭和36年 | 3市1町に補導センターを設置、任意組合を結成する。 |
| 昭和46年 | 地方自治法による一部事務組合を結成、東濃少年補導センターと称し、国庫補助対象センターとなる。 |
| 平成10年 | 東濃少年補導センターを解散し、東濃西部広域行政事務組合に統合。名称も東濃西部少年センターに変更する。 |
| 平成18年 | 多治見市と笠原町の合併により、多治見市、瑞浪市、土岐市の3指導部体制となり現在に至る。 |

(2) 圏域の状況

本圏域は、岐阜県の南東部に位置し、東西約2.8km、南北約2.5kmのまとまりのある形をもち、中央部を西流する土岐川が大きな特徴となっている。その土岐川流域で産する窯原料を利用して、古くから陶磁器（美濃焼）産業が発展してきた。現在も和洋食器における出荷量が、輸出と国内向けともに全国一を誇っており基幹産業となっている。

圏域の総面積は約382km²で、その内70%を山林と原野が占め、丘陵地の開発が容易であり交通至便のため、住宅団地の造成やゴルフ場の建設が盛んに行われてきた。

現在の幹線交通網は、JR中央線とこれに平行した中央自動車道と国道19号線の東西幹線及びJR太多線、東海環状自動車道、国道21号線・248号線の南北幹線が整備されている。また名古屋市の30km～50km圏に位置していることから、経済や文化の両面からも名古屋大都市圏の影響を強く受けている。

平成18年1月には、全国的な市町村合併気運の高まりの中、多治見市と笠原町が合併し、少年センターの構成団体が三市となった。

現在この地域では、研究学園都市としての開発整備が進められており、核融合、超高温、無重量等の極限環境をテーマとした、世界的水準の研究開発機能等の集積を長期的展望に立って進めている。

(3) 3市の人口と学校数

平成29年4月現在

| 市名 | | 多治見市 | 瑞浪市 | 土岐市 | 合計 |
|-------------|--------|---------|--------|--------|---------|
| 人口 | | 113,258 | 38,785 | 59,632 | 211,675 |
| 14歳～20歳未満人口 | | 6,742 | 2,564 | 3,299 | 12,605 |
| 交番 | | 4 | 1 | 3 | 8 |
| 駐在所 | | 5 | 4 | 3 | 12 |
| 学校数 | 小学校 | 13 | 7 | 8 | 28 |
| | 中学校 | 8 | 5 | 6 | 19 |
| | 高等学校 | 4 | 3 | 3 | 10 |
| | 短期大学 | | 1 | | 1 |
| | 特別支援学校 | | | 1 | 1 |

(4) 東濃西部地区の相談窓口

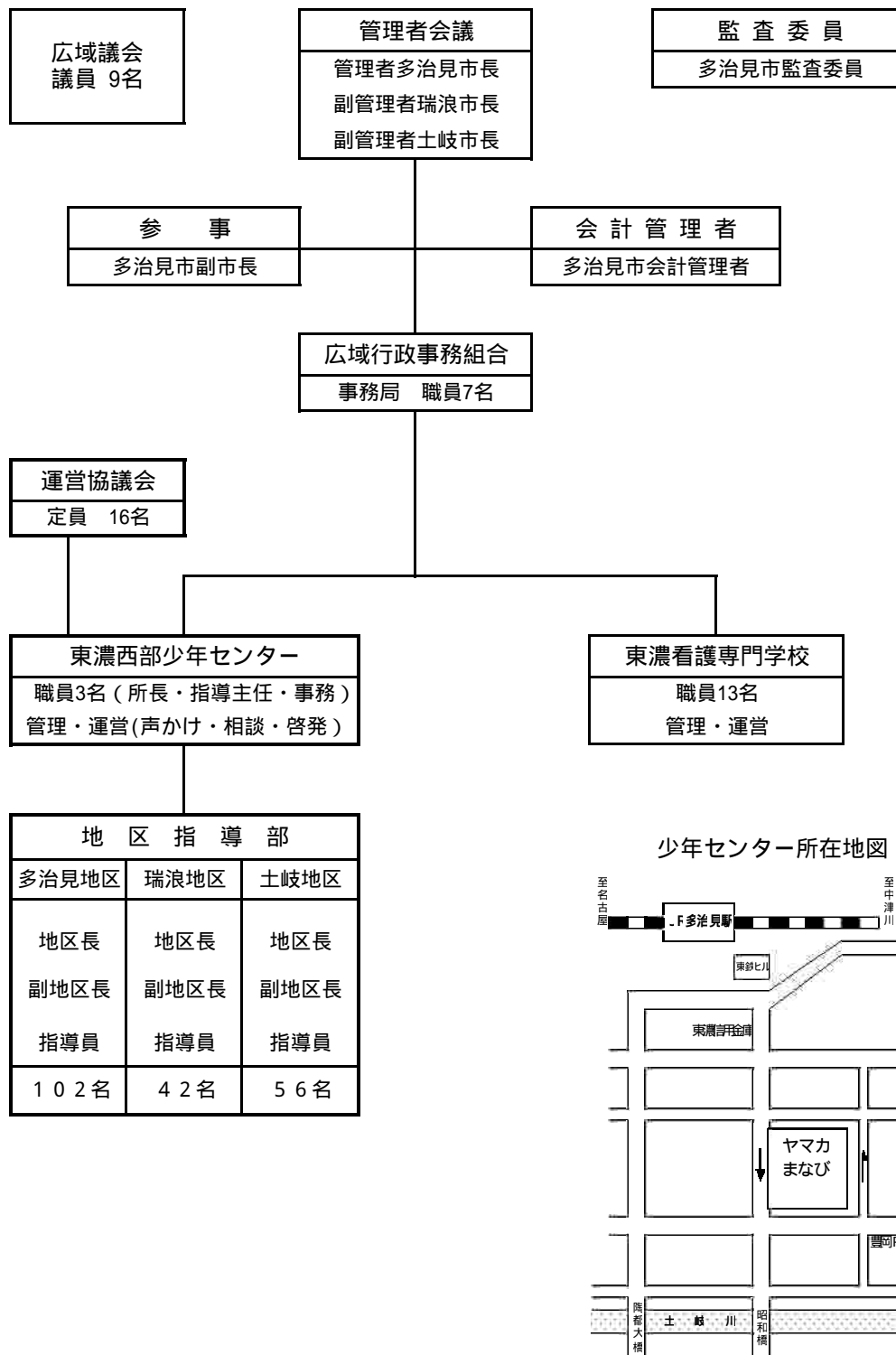
| 項目 | 施設名等 | 相談受付時間 | 電話番号 |
|----------------|----------------------------|--|--|
| 子どもに関わる全般 | 東濃子ども相談センター | 8:30～17:15 (月～金) | 0572-23-1111 内線 402～407 |
| | 多治見市教育相談室 (多治見市教育委員会) | 8:30～17:00 (月～金) | 0572-22-1111 内線 2333 |
| | 瑞浪市教育支援センター (瑞浪市教育委員会) | 13:00～17:00 (火・木) | 0572-67-3338 |
| | 土岐市教育相談室 (土岐市教育委員会) | 9:00～15:00 (月～金) | 0572-55-8555 |
| | 東濃西部少年センター | 10:00～17:00 (火～土) あんしんコール あんしんメール | 0120-873-246(携帯可) anshin55@crux.ocn.ne.jp |
| 非行・家庭 犯罪・薬物 | 東濃地区少年サポートセンター (多治見警察署) | 24時間対応 | 0120-783-802 携帯は、0572-22-7822 |
| 教育・学校 | ほほえみダイヤル (東濃教育事務所) | 8:30～17:15 (月～金) | 0120-745-070 |

(5) その他の相談窓口

| 項目 | 施設名等 | 相談受付時間 | 電話番号 |
|------------------|----------------------------------|---------------------|--------------|
| いじめ相談 | いじめ相談24 (岐阜県教育委員会) | 24時間対応 | 0120-740-070 |
| 子どもに関わる全般 | 青少年SOSセンター (岐阜県環境生活部私学振興青少年課) | 24時間対応 | 0120-247-505 |
| 子どもの人権 虐待・いじめ | 子どもの人権110番 (岐阜地方法務局) | 8:30～17:15 (月～金) | 0120-007-110 |

2. 東濃西部少年センターの運営

(1) 東濃西部広域行政事務組合の機構



(2) 東濃西部少年センターの所在地

〒507 - 0034 多治見市豊岡町 1 丁目 5 5 番地

ヤマカまなびパーク 4 階 事務室 1 相談室 1

TEL (0572) 23 - 3455 ・ FAX (0572) 26 - 8813

(3) 東濃西部少年センターの業務

21世紀を担う地域の青少年達が、たくましく健全に育ち、非行やいじめのない明るい社会となることは、地域住民すべての願いである。しかし、子どもたちが、親の虐待をはじめとする様々な事件や事故に巻き込まれることは、決して珍しいことではない。

また一方で、インターネット利用者の低年齢化にも目を向けなければならない。これが一因とみられるパソコンや携帯電話を使った「ネットいじめ」が急増している。情報モラルについて、学校や家庭での教育の遅れが今問われている。

こうした社会状況の中で、健全な自立した青少年を育成し、安全を守るためには、「家庭教育」「学校教育」「地域教育」が機能し、連携しなければその成果は期待できない。

東濃西部3市で組織する当東濃西部少年センターは、その広域性を生かして、こうした様々な青少年問題に対処していかねばならない。具体的には、街頭での声かけ活動と電話やメールによる相談活動、そして駅周辺での啓発活動などを通じて、多くの青少年と積極的に触れ合いたいと考えている。そして注意より励ましを大切に、青少年の健全育成という目的遂行に努めたいと考えている。そのために行う主な業務は、下記の6つになる。

声かけ活動

- ・ 指導員による通常の声かけ活動では、気軽な声かけ、挨拶による信頼関係づくりに徹する。
- ・ 迷惑行為や不良行為の防止を目的とする、夏休み夜間特別活動では、警察等関係諸機関との連携に努める。

相談活動

- ・ 来所、電話、メールによる初期的内容の相談に対しては、傾聴と共感に徹した対応をする。
- ・ 専門性を要する内容に対しては、適切な関係機関への紹介・橋渡しで対応する。

環境浄化活動

- ・ 書店やコンビニ等への立入り調査も兼ねながら、青少年の健全育成に対する業界の協力を積極的に求めていく。
- ・ 青少年の溜り場や空き家等の実態把握に努め、環境の浄化と改善のために、地域の団体や関係機関との連携を強めていく。

啓発・広報活動

- ・ 圏域内3市の児童・生徒に、少年センターへのアクセスを紹介するクリヤーホルダーを配布する。
- ・ JR駅周辺でポケットティッシュ等の啓発グッズを配布し、悩み相談の利用啓発をする。
- ・ 毎月の「月報」、年3回の「センターだより」の発行や広域行政事務組合発行の「広域だより」への年2回の寄稿によってセンター活動の紹介を行う。

調査・統計

- ・ 街頭での声かけ活動を月ごとに集約し、その結果を「月だより」に載せると共に県の私学振興・青少年課への報告をする。
- ・ あんしんコール、あんしんメールを集約・分析し、毎月県に結果を報告する。

研修及び表彰

- ・ 少年指導員の新任研修会と3地区合同研修会を開催する。
- ・ 県主催及び関係団体主催の研修会へ積極的に参加する。
- ・ 優良少年補導員（指導員）の県知事表彰、県青少年健全育成補導部長表彰の推薦、並びにセンター表彰（管理者表彰、所長表彰）を実施する。

()平成28年度東濃西部少年センター業務全般について

1. 主な業務

平成28年度は、青少年育成国民運動の理念と目的に基づき、関係機関や各種団体との連携を深め、子どもと若者の健全な育成支援のために次の業務を行う。

———— 業務の主な三本柱 ————

- (1) 子どもや若者との信頼関係を大切にする「声かけ活動」の強化
- (2) 若者が主体的に関われる各種「啓発活動」の企画と推進
- (3) 全ての相談をあたたかく受け止め、傾聴と共感に徹した対応で解決に導く「相談活動」の充実

あわせて、以上の業務を支えるものとして、以下の業務も同時に進める。

- (A) 積極的な広報活動を展開し、市民にセンター業務への理解を深める。
- (B) 指導員の研修活動を充実し、資質の向上を図る。
- (C) 環境の正常化を進めるため関係機関との連携を強める。

2. 基本方針

- (1) 各地区の小学校校区では、各種団体による見守り活動や安全パトロール活動が定着し、事件・事故への防止や抑止で成果をあげている。従って、これら団体と連携を密にし、小・中・高及び有職・無職の青少年を対象に「声かけ活動」を行なう。
- (2) 指導のねらいは健全育成と犯罪・非行の防止であるが、このための取り組みには、相手との人間関係なしには不可能である。指導の基本は、「挨拶」「会話」「励まし」「ねぎらい」「褒める」の5つであることの徹底をさらに強める。
- (3) 相談活動は、あたたかく対応し、相談者の悩みを少しでも和らげ解決に導くように心がける。そのため、力量向上のために研修の機会を積極的に取り入れる。
- (4) 電話(あんしんコール)・メール(あんしんメール)による相談には、その事例によって対応に限界がある。電話・メールによる傾聴・共感だけで解決しないと思われる場合は、努めて相談者との信頼関係を深める粘り強い取り組みを心がけ、可能な限り面接にまでこぎつける。

3. 重点努力目標

(1) 声かけ活動

班の活動の範囲は、小学校区を基本とするが、若者の実態にも目を向け、班に機動性と臨機応変に対応できる柔軟性を持たせる。JR駅周辺での活動を取り入れるなどの工夫をする。

活動日時の設定は、それぞれの班で指導員の参加しやすいことに留意するものの、児童・生徒・若者と確実な接触のできることを第一とする。

この活動のねらいは、健全育成と迷惑行為の抑止や不良行為の防止である。問題にぶつかったとき、いきなりの注意や叱責にはやらず、相手との信頼関係を第一とする。

(2) 若者の自立を促す啓発活動

平成22年4月1日に、内閣府による「子ども・若者育成支援推進法」が施行された。これによって例年11月の「全国青少年健全育成強調月間」は、「子ども・若者育成支援強調月間」と改められ、従来の健全育成から育成支援に力点が置かれるようになった。これを受けて若者の社会参加を可能にする啓発活動の企画推進を積極的に図る。従来の啓発活動は、「大人から若者へ」という大人主導による、一方通行の縦の関係であったが、今後は、若者主体の「若者から若者へ」「若者が社会へ」という横の関係と広がりを求めていきたい。若者の社会参加と貢献は、社会の一員としての自覚を目覚めさせ、「いい加減なことはできない」という自己への抑止につながっていく。

高等学校のMSリーダーズ(マナーズ・スピリットリーダーズ)や中学校のMSJなど各種ボランティアクラブとの関係を密にし、若者による啓発活動や若者主体のイベント活動など積極的に企画し、推進する。

高校生によるJR駅周辺での「若者から若者へ」の啓発活動は、啓発グッズを手渡し、声かけをすることにより、若者自身の規範意識の向上が期待される。今後は、3市の高校生に活動への参加を積極的に促していきたい。

(3) 相談活動

「あんしんコール」と「あんしんメール」による相談活動は、相談者の立場に立ち、傾聴と共感に徹し、「よろず悩み承り所」的な性格として位置付ける。内容が専門的な助言を必要とする場合は、最適な専門機関への橋渡しをする。

特に、小中学生がかかえる不登校や高校中退者の進路(受け皿)の問題には、電話・メールの相談だけにとどまらず、可能な限り面接まで持ち込み、関係者も交えた解決に努める。

相談活動のスキルアップのために、事例検討会を定例化し、職員の共通理解・共通認識を深める。また、各種研修会に積極的に参加し、職員の資質向上を図る。

4. その他の取り組み

(1) 広報活動

指導活動の状況や地域の現状などを発信するために、年度当初の「要覧」・毎月の「月だより」・年3回の「センターだより」を、広く圏域内の関係者に送付する。また小中高の児童生徒には、相談活動をPRするクリアフォルダの配布をする。また、高校生には、さらに相談カードの配布をする。

(2) 研修活動

全指導員を対象とした3地区合同研修会、新任指導員を対象にした新任研修会(いずれも年1回)を実施する。また、全指導員に配布した「少年補導の手引き」の内容を活動に生かしていく。

(3) 環境の浄化活動

岐阜県環境生活部私学振興・青少年課、東濃振興局などの環境正常化を推進する機関と連携を強化する。

少年センターに届く各地区からの指導日誌に環境浄化に関わる記載があれば、確認をし、適切な対応をする。

5.3 地区連携のための体制づくり

近年、圏域内では、生活圏がますます拡大し、若者の行動範囲はますます広がりをみせている。また、インターネット・スマートホンなどは、若者の間に急激な普及をみせている。こうした若者を取り巻く環境の大きな変化から、今後3地区が、一層連携し情報を公開・共有し、それぞれの地区での活動に生かしていかなばならない。また、関係諸機関との連携を強化していくことも重要になっている。

そのための具体的な取り組みとして、

指導部役員会議の定例化(年4回開催)

- ・ センターの指導方針と方法の周知徹底を図る。
- ・ 各地区の情報の公開と共有によって、指導効果を高める。

指導部役員会議の開催地輪番制

- ・ 開催地を輪番にすることで、役員全員が各地区の実態を直接目で確かめる。
- ・ 役員全員が広域的な視点で問題意識を共有する。

地区指導部の班長会議の定例化と義務化(各々年4回)

- ・ センターの指導方針や方法を指導部末端まで徹底させる。

関係諸機関からの情報を取り入れる機会の設定。

- ・ 多治見警察署から若者の実態を聴く機会を設ける。
- ・ スマートホンなどの最新情報を得る機会を設ける。

6. 平成28年度主要行事・業務予定

| 月 | 日(曜日) | センター業務・その他 | 地区別行事予定等 | | |
|----|-----------------|---|----------------|---------------|----------------|
| | | | 多治見 | 瑞浪 | 土岐 |
| 5 | 7日(土) | ・平成28年度指導員委嘱式及び研修会 (土岐市文化プラザ ルナホール) 指導員班編制、声かけ活動予定表作成 ・平成28年度地区活動交付金申請及び請求 | 地区別 指導員会議 | 地区別 指導員会議 | 地区別 指導員会議 |
| | 18日(水) | ・立入調査員研修会 | JR多治見駅 啓発活動 | JR瑞浪駅 啓発活動 | JR土岐市駅 啓発活動 |
| | 下旬 | ・3市小中高生徒へのクリアーホルダー配布 | 交付金交付 | 交付金交付 | 交付金交付 |
| 6 | 3日(金) | ・第1回指導部役員会議(瑞浪) ・東濃地区小中高生徒指導連携強化委員会 | JR多治見駅 啓発活動 | JR瑞浪駅 啓発活動 | JR土岐市駅 啓発活動 |
| | 11日(土) | ・新任指導員研修会(パロ文化ホール) ・歳入歳出決算監査 | 班長会 | 班長会 | 班長会 |
| 7 | 1~31日 | ・「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」 (各地区駅前街頭啓発) | JR多治見駅 啓発活動 | JR瑞浪駅 啓発活動 | JR土岐市駅 啓発活動 |
| | 7日(木) | ・運営協議会(駅北庁舎 防災対策室) ・夏休み夜間特別声かけ活動 | 夜間特別 街頭指導 | 夜間特別 街頭指導 | 夜間特別 街頭指導 |
| | 中旬 | ・「センターだより」発行 | | | |
| | 23・24日 | ・土岐市「織部祭り」 ・広域議会(多治見市役所) | 花火大会 | 花火大会 | 花火大会 |
| | 31日 | ・多治見市「ござっせ」 | | | |
| 8 | 7月20日~ 8月31日 | ・夏休み夜間特別声かけ活動 | JR多治見駅 啓発活動 | JR瑞浪駅 啓発活動 | JR土岐市駅 啓発活動 |
| | 5~7日 | ・瑞浪市「美濃源氏七夕祭」 | 夜間特別 街頭指導 | 夜間特別 街頭指導 | 夜間特別 街頭指導 |
| 9 | 16日(金) | ・第2回指導部役員会議(土岐) | JR多治見駅 啓発活動 | JR瑞浪駅 啓発活動 | JR土岐市駅 啓発活動 |
| | | | 班長会 | 班長会 | 班長会 |
| 10 | 8日(土) | ・3地区合同研修会(土岐市 ルナホール) | JR多治見駅 啓発活動 | JR瑞浪駅 啓発活動 | JR土岐市駅 啓発活動 |
| | | ・東濃地区小中高生徒指導連携強化委員会 | 茶碗祭り | 茶碗祭り | 茶碗祭り |
| | | ・定期監査 | | | |

| 月 | 日(曜日) | センター業務・その他 | 地区別行事予定等 | | |
|----|-----------------|---|---------------------------|--------------------------|---------------------------|
| | | | 多治見 | 瑞浪 | 土岐 |
| 11 | 1~31日 | <ul style="list-style-type: none"> 全国「子ども・若者育成支援強調月間」 | JR多治見駅 特別啓発活動 | JR瑞浪駅 特別啓発活動 | JR土岐市駅 特別啓発活動 |
| | 5日(土) 中旬 | <ul style="list-style-type: none"> 「子ども・若者育成支援強調月間」駅前啓発 岐阜県青少年健全育成県民大会 岐阜県少年補導員大会 「センターだより」発行 全国青少年補導センター連絡協議会定期大会 (鹿児島) 平成29年度事業案・予算案作成 | たじみ祭り | | |
| 12 | 冬休み期間 | <ul style="list-style-type: none"> 冬休み歳末重点声かけ活動 | JR多治見駅 啓発活動 | JR瑞浪駅 啓発活動 | JR土岐市駅 啓発活動 |
| | 14日(水) | <ul style="list-style-type: none"> 運営協議会(パロー文化ホール) | 班長会 | 班長会 | 班長会 |
| 1 | 20日(金) | <ul style="list-style-type: none"> 第3回指導部役員会議(多治見) 東濃地区小中高生徒指導連携強化委員会 広域議会(多治見市役所) 平成29年度予算決定 | JR多治見駅 啓発活動 | JR瑞浪駅 啓発活動 | JR土岐市駅 啓発活動 |
| 2 | 中旬 下旬 | <ul style="list-style-type: none"> 「センターだより」発行 平成29年度少年指導員推薦依頼 (学校、PTA, 各種関係団体) | JR多治見駅 啓発活動 | JR瑞浪駅 啓発活動 | JR土岐市駅 啓発活動 |
| 3 | | <ul style="list-style-type: none"> 春休み重点声かけ活動 平成28年度地区活動実績報告書作成 | JR多治見駅 啓発活動 班長会 | JR瑞浪駅 啓発活動 班長会 | JR土岐市駅 啓発活動 班長会 |
| 4 | 春休み期間 | <ul style="list-style-type: none"> 春休み重点声かけ活動 | 陶器祭り | 陶器祭り | 陶祖祭 |
| | 21日(金) | <ul style="list-style-type: none"> 第4回指導部役員会議(瑞浪) 住民台帳記載3市人口調査 平成29年度「要覧」作成 平成29年度指導員名簿作成 指導員委嘱状、身分証明書等作成 | | | |

()平成27年度(H27年4月～H28年3月)の活動状況

1.声かけ活動の状況

(1)概況

- ・活動日数は同じ日に2つ以上の班が活動しても1日とカウントしますので、実際の活動状況は活動回数が指標となります。その活動回数と活動人数はともに前年度より若干減少しました。ただ、活動単位となる班の数は前年度の34から33に減っていますので、活動中止となった回数は前年度より減少しました。実質的に活動回数は増加したといえます。
- ・指導人数は女子が前年の1人から12人と大きく増加しました。しかし25年度の女子が35人でしたので、前年の1人が例外的に少なかったともいえます。
- ・指導状況については前年度に比べ大きな変化は見られません。特に悪質な事例もありませんでした。確かにここ最近、駅前周辺、コンビニ等に集っている少年たちが少なくなっているように感じます。落ち着いてきたようですが、見えない所にいるのかも知れません。見かけたら声かけをお願いします。

(2)月別の指導活動の状況

| 区分 | 年別 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 夏休夜間特別 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 活動日数 | 26年度 | 16 | 17 | 17 | 20 | 18 | 17 | 18 | 17 | 18 | 15 | 15 | 16 | 15 | 219 |
| | 27年度 | 15 | 15 | 16 | 18 | 18 | 20 | 16 | 14 | 14 | 15 | 15 | 16 | 15 | 207 |
| 活動回数 | 26年度 | 32 | 32 | 34 | 33 | 30 | 31 | 35 | 34 | 34 | 32 | 33 | 34 | 32 | 426 |
| | 27年度 | 32 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 32 | 33 | 33 | 32 | 29 | 422 |
| 活動人数 | 26年度 | 122 | 148 | 158 | 150 | 122 | 143 | 142 | 141 | 143 | 136 | 131 | 138 | 131 | 1,805 |
| | 27年度 | 124 | 152 | 148 | 139 | 130 | 154 | 134 | 132 | 129 | 130 | 132 | 125 | 117 | 1,746 |
| 多治見 | 26年度 | 62 | 71 | 79 | 68 | 57 | 68 | 61 | 67 | 68 | 66 | 59 | 66 | 62 | 854 |
| | 27年度 | 65 | 75 | 73 | 70 | 61 | 78 | 67 | 68 | 69 | 69 | 64 | 66 | 58 | 883 |
| 瑞浪 | 26年度 | 31 | 30 | 33 | 34 | 36 | 36 | 35 | 31 | 34 | 30 | 37 | 32 | 34 | 433 |
| | 27年度 | 28 | 36 | 35 | 31 | 35 | 38 | 33 | 30 | 28 | 32 | 33 | 28 | 30 | 417 |
| 土岐 | 26年度 | 29 | 47 | 46 | 48 | 29 | 39 | 46 | 43 | 41 | 40 | 35 | 40 | 35 | 518 |
| | 27年度 | 31 | 41 | 40 | 38 | 34 | 38 | 34 | 34 | 32 | 29 | 35 | 31 | 29 | 446 |
| 指導人数 | 26年度 | 12 | 14 | 10 | 11 | 0 | 1 | 5 | 15 | 4 | 3 | 6 | 10 | 0 | 91 |
| | 27年度 | 12 | 7 | 18 | 1 | 15 | 3 | 0 | 5 | 6 | 3 | 10 | 6 | 5 | 91 |
| 男子 | 26年度 | 12 | 14 | 9 | 11 | 0 | 1 | 5 | 15 | 4 | 3 | 6 | 10 | 0 | 90 |
| | 27年度 | 10 | 7 | 14 | 1 | 12 | 2 | 0 | 5 | 6 | 3 | 9 | 6 | 4 | 79 |
| 女子 | 26年度 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 27年度 | 2 | 0 | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 12 |

(3)行為別の指導状況

(単位:人)

| 年度別 男女別 | 行為別 | 飲酒 | 喫煙 | 薬物乱用 | 粗暴行為 | 刃物等所持 | 金品不正要求 | 金品持ち出し | 性的いたずら | 暴走行為 | 家出 | 無断外泊 | 深夜はいかい | 怠学 | 不健全性的行為 | 不良交友 | 不健全娯楽 | 1 危険な遊び | その他 | | 合計 | |
|---------|-----|------------|--------|------|------|-------|--------|--------|--------|------|----|------|--------|----|---------|------|-------|---------|-----|----|----|----|
| | | 2 自転車関連違反等 | 3 迷惑行為 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26年度 | 男子 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 | 57 | 32 | 25 | 91 |
| | 女子 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 21 | 60 | 35 | 25 | 91 |
| 27年度 | 男子 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 | 56 | 31 | 25 | 90 |
| | 女子 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 19 | 50 | 30 | 20 | 79 |
| 26年度 | 男子 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 女子 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 10 | 5 | 5 | 12 |

- 1 道路上でのサッカー・ドッジボール・スケボー等の遊び、公園・河川敷等での危険な花火等
- 2 二人乗り 並進、無灯火、携帯電話での片手走行、小学生のヘルメット無し、その他危険走行等
- 3 駅前・駅売店・駅トイレ・コンビニ等に、たむろ・居座り・飲食・化粧等する迷惑行為

(4)学職別の指導状況

(単位:人)

| 年度別 男女別 | | 学 職 別 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 大学生 | 未 就 学 児 | 各 種 学 校 | 有 職 少 年 | 無 職 少 年 | 合 計 |
|---------|------|-------------|------|------|------|------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------|
| | | | 26年度 | 27年度 | 26年度 | 27年度 | 26年度 | 27年度 | 26年度 | 27年度 | 26年度 |
| 年 度 別 | 26年度 | | 32 | 7 | 25 | 0 | 0 | 0 | 27 | | 91 |
| | 27年度 | | 20 | 9 | 50 | 0 | 0 | 0 | 12 | | 91 |
| 男 子 | 26年度 | | 31 | 7 | 25 | 0 | 0 | 0 | 27 | | 90 |
| | 27年度 | | 17 | 9 | 42 | 0 | 0 | 0 | 11 | | 79 |
| 女 子 | 26年度 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 1 |
| | 27年度 | | 3 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 1 | | 12 |

2.相談活動の状況

(1)概況

- ・相談合計数では、前年度の89件から40件と減少しました。前年度増加したメール相談が今年度は減少しました。電話相談は若干増加し面接相談が変わらずでした。
- ・相談内容は、学業、交友関係が多く、いじめなどもありました。前年度は高校中退に至るような相談もありましたが、今年度はそうした深刻な相談はありませんでした。
- ・まだまだ、どこにも相談できずに悩んでいる若者や保護者が多いと考えています。今後とも、あんしんコール、あんしんメールの周知を図るべく、若者・保護者へのPRを強化していきます。

(2)月別の相談活動状況

数値は相談の延べ件数で、()内は相談人数を表す。

| 区 分 | 年 別 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合 計 |
|-------|------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|---------|
| 電話相談 | 26年度 | 2 (2) | 2 (2) | 6 (5) | 1 (1) | 3 (2) | 1 (1) | 1 (1) | 2 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 5 (3) | 0 (0) | 23 (19) |
| | 27年度 | 2 (2) | 1 (1) | 5 (5) | 7 (7) | 2 (2) | 3 (3) | 4 (4) | 0 (0) | 1 (1) | 3 (3) | 1 (1) | 0 (0) | 29 (29) |
| 面接相談 | 26年度 | 1 (2) | 0 (0) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (3) |
| | 27年度 | 0 (0) | 0 (0) | 2 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (2) |
| メール相談 | 26年度 | 0 (0) | 2 (1) | 5 (2) | 11 (3) | 6 (3) | 13 (1) | 1 (1) | 0 (0) | 19 (2) | 5 (1) | 0 (0) | 2 (1) | 64 (15) |
| | 27年度 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (1) | 0 (0) | 5 (2) | 0 (0) | 9 (3) | 11 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 26 (8) |
| 相談合計 | 26年度 | 3 (4) | 4 (3) | 12 (8) | 12 (4) | 9 (5) | 14 (2) | 2 (2) | 2 (2) | 19 (2) | 5 (1) | 5 (3) | 2 (1) | 89 (37) |
| | 27年度 | 2 (2) | 1 (1) | 7 (7) | 7 (7) | 3 (3) | 3 (3) | 9 (6) | 0 (0) | 10 (4) | 14 (5) | 1 (1) | 0 (0) | 57 (39) |

(3)電話相談の件数

| 学 職 別 | | 相 談 内 容 | 非 行 | | 学 業 | | 家 庭 | | 交 友 | | い じ め | | 健 康 | | そ の 他 | | 合 計 | | | |
|-----------------------|------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 男 子 | 女 子 | 男 子 | 女 子 | 男 子 | 女 子 | 男 子 | 女 子 | 男 子 | 女 子 | 男 子 | 女 子 | 男 子 | 女 子 | 男 子 | 女 子 | 男 子 | 女 子 |
| | | | 26年度 | 27年度 | 26年度 | 27年度 | 26年度 | 27年度 | 26年度 | 27年度 | 26年度 | 27年度 | 26年度 | 27年度 | 26年度 | 27年度 | 26年度 | 27年度 | 26年度 | 27年度 |
| 小 学 生 | 26年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 27年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | |
| 中 学 生 | 26年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 4 | 4 | 4 | |
| | 27年度 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 5 | 1 | 6 | 6 | |
| 高 校 生 | 26年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | |
| | 27年度 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | |
| 専 門・大 学・ 有・無 職 少 年 | 26年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 27年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 保 護 者 | 26年度 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 6 | 2 | 16 | 18 | 18 | |
| | 27年度 | 0 | 0 | 0 | 7 | 1 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 14 | 16 | 16 | |
| 一 般 そ の 他 | 26年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 27年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1 | 3 | 4 | 4 | |
| 合 計 | 26年度 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 9 | 2 | 21 | 23 | 23 | |
| | 27年度 | 0 | 0 | 3 | 7 | 1 | 0 | 2 | 7 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 4 | 10 | 19 | 29 | 29 | |

(4)面接相談の件数

| 年度別 | 相談内 非行 | 学業 | 家庭 | 交友 | いじめ | 健康 | その他 | 合計 |
|------|-----------|----|----|----|-----|----|-----|----|
| 26年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 27年度 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |

(5)メール相談の件数

| 年度別 | 相談内 非行 | 学業 | 家庭 | 交友 | いじめ | 健康 | その他 | 合計 |
|------|-----------|----|----|----|-----|----|-----|----|
| 26年度 | 0 | 27 | 5 | 11 | 20 | 0 | 1 | 64 |
| 27年度 | 0 | 1 | 1 | 6 | 7 | 10 | 1 | 26 |

3. 環境浄化の状況

- ・ 大型スーパー、書店、コンビニ等に青少年健全育成への協力を依頼し、万引き・喫煙の防止、脅し、窃盗等抑制防止に努めました。
- ・ 青少年の溜まり場、空き家、廃屋等の実態を把握し、関係機関と連携して対処しました。
- ・ 落書き、放置自転車・バイク、放置ゴミの発見に努め処理しました。

4. 広報活動の状況

- ・ 本誌「要覧」や毎月の「月だより」、年3回の「センターだより」を発行し、関係機関や施設、団体等に配布するとともに、各地区の指導員にも配布し、相互の考えや情報の交流を図りました。
- ・ 広域行政事務組合が発行している「広域だより」及び3市が発行しているそれぞれの「広報」に、少年相談の利用の促進や、声かけ活動の状況報告等の文書、写真を掲載しました。



() 関係資料

1. 東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例

〔設置〕

第1条 青少年の健全な育成を期し、少年の指導活動を総合的に推進するため、東濃西部少年センター（以下「少年センター」という。）を設置する。

〔名称及び位置〕

第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 東濃西部少年センター
- (2) 位置 多治見市豊岡町1丁目55番地

〔業務〕

第3条 少年センターは、次の業務を行う。

- (1) 小年の街頭指導に関する事。
- (2) 少年の保護及び少年相談に関する事。
- (3) 少年に悪影響を与える有害環境の浄化に関する事。
- (4) 少年の指導についての関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- (5) その他青少年の非行防止及び健全育成に関する事。

〔職員〕

第4条 少年センターに、東濃西部広域行政事務組合職員定数条例（平成5年条例第9号）に定める職員の範囲内において、所長その他の職員を置く。

〔運営協議会〕

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定により、管理者の諮問に応じ、少年センターの運営に関する事を審議するため、東濃西部少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、管理者が委嘱する次に掲げる委員16名をもって組織する。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 組合構成市の教育長 | 3人 |
| (2) 組合構成市の社会教育担当課長 | 3人 |
| (3) 社会教育関係団体代表者 | 4人 |
| (4) 知識経験のある者 | 6人 |

3 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、職をもって委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

〔少年指導員〕

- 第4条 少年センターに少年指導員（以下「指導員」という。）200人以内を置く。
- 2 指導員は、管理者が委嘱する。
 - 3 指導員の任期は、1年とする。ただし、指導員が欠けた場合の補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 指導員は、再任を妨げない。

〔費用弁償〕

- 第5条 指導員が少年センターの実施する指導活動に従事した場合、1回1,000円を支給するほか、当該市の区域外で指導に従事した場合は、費用弁償として旅費相当額を支給する。

〔委任〕

- 第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は平成18年1月23日から施行する。

2. 東濃西部少年センターの管理に関する規則

〔趣旨〕

- 第1条 この規則は、東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例（平成10年条例第2号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

〔職員〕

- 第2条 東濃西部少年センター（以下「少年センター」という。）に、次の職員を置く。
- (1) 所長
 - (2) 指導主任
 - (3) 事務員
- 2 所長は、管理者の指揮を受けて、少年センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 3 指導主任及び事務員は、所長の命を受けて、分掌事務を処理する。
 - 4 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

〔休館日〕

- 第3条 少年センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。
- (1) 日曜日及び月曜日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日。

〔開館時間〕

第3条 開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

- 2 管理者が必要と認めたときは、臨時に前項に規定する開館時間を変更することができる。

〔協議会の役員〕

第4条 条例第5条に規定する東濃西部少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、協議会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職を代理する。

〔会議〕

第5条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

〔少年指導員〕

第6条 指導業務を推進するため、各市に地区指導部を置くことができる。

- 2 条例第6条に規定する少年指導員（以下「指導員」という。）は、次ぎに掲げる者のうちから委嘱するものとする。
 - (1) 児童委員、児童福祉関係職員及び関係団体の構成員。
 - (2) 教育関係職員及びPTA会員
 - (3) 青少年育成団体及び地域自治組織の構成員

〔身分証明書〕

第7条 指導員には、その身分を証明するため、身分証明書（別紙様式）を交付する。

- 2 身分証明書は、指導業務に従事するとき必ず携帯し、関係者の要求があれば、これを提示しなければならない。
- 3 指導員は、身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を少年センターに届け出て書替えを受けなければならない。
- 4 指導員は、身分証明書を紛失し、又は破損したときは、再交付を受けなければならない。
- 5 指導員は、その職を離れたときは、直ちに身分証明書を管理者に返却しなければならない。

〔委任〕

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

3. 東濃西部少年センター少年指導員指導業務要領

〔趣旨〕

第1条 この要領は、東濃西部少年センターの管理に関する規則（平成10年規則第4号）第9条の規定に基づき、少年指導員（以下「指導員」という。）が行う指導業務について必要な事項を定めるものとする。

〔指導の心得〕

第1条 指導員は、青少年健全育成の精神に基づき、その職務を自覚し、青少年の非行防止と福祉を図るため、深い愛情、高い良識、適切な指導技術をもって職務を遂行するように努めなければならない。

〔秘密の保持〕

第2条 指導員は、青少年の基本的人権を尊重し、その将来を考慮して、職務遂行上知り得た事項の一切について秘密の保持に努めなければならない。

〔指揮監督〕

第3条 指導員は、少年センターの運営方針に従い、職務遂行に当たってはその指揮監督を受けなければならない。

〔研修及び資質の向上〕

第4条 指導員は、その職務を遂行するために絶えず研究と修養に努め、自己の資質向上を図らなければならない。

〔関係団体との連携〕

第5条 指導員は、職務遂行に当たって他の関係団体等と連携し、青少年健全育成に努めなければならない。

〔街頭指導〕

第6条 指導員は、少年センターが実施する街頭指導に積極的に従事しなければならない。

- 2 指導員は、街頭指導に従事するときは、定刻までに指定場所に集合して、2人以上で指導に当たらなければならない。
- 3 指導員は、街頭指導を行ったときは、指導日誌（別記様式）に必要事項を記入し、所長に提出するものとする。

〔街頭指導の対象者〕

第7条 街頭指導の対象となる者は、別表に掲げる行為を行う20歳未満の者とする。

〔地域活動〕

第1条 指導員は、その居住する地域の青少年健全育成及び非行防止活動に積極的に参加しなければならない。

2 地域活動については、原則として少年センター又は地区指導部と連絡を取り、その概要等については、随時少年センター又は地区指導部に報告するものとする。

〔少年相談〕

第10条 指導員は、少年または保護者等から積極的に相談を受け、適切な助言又は援助を行わなければならない。

2 相談活動は、少年センターと絶えず連絡を取りながら行わなければならない。

〔委任〕

第11条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この訓令は、平成19年2月16日から施行する。

* 東濃西部広域行政事務組合例規集より抜粋

* 別記様式は省略

4. 「街頭指導」の対象、「声かけ」基準

別表（東濃西部少年センター少年指導員指導業務要領第8条関係）

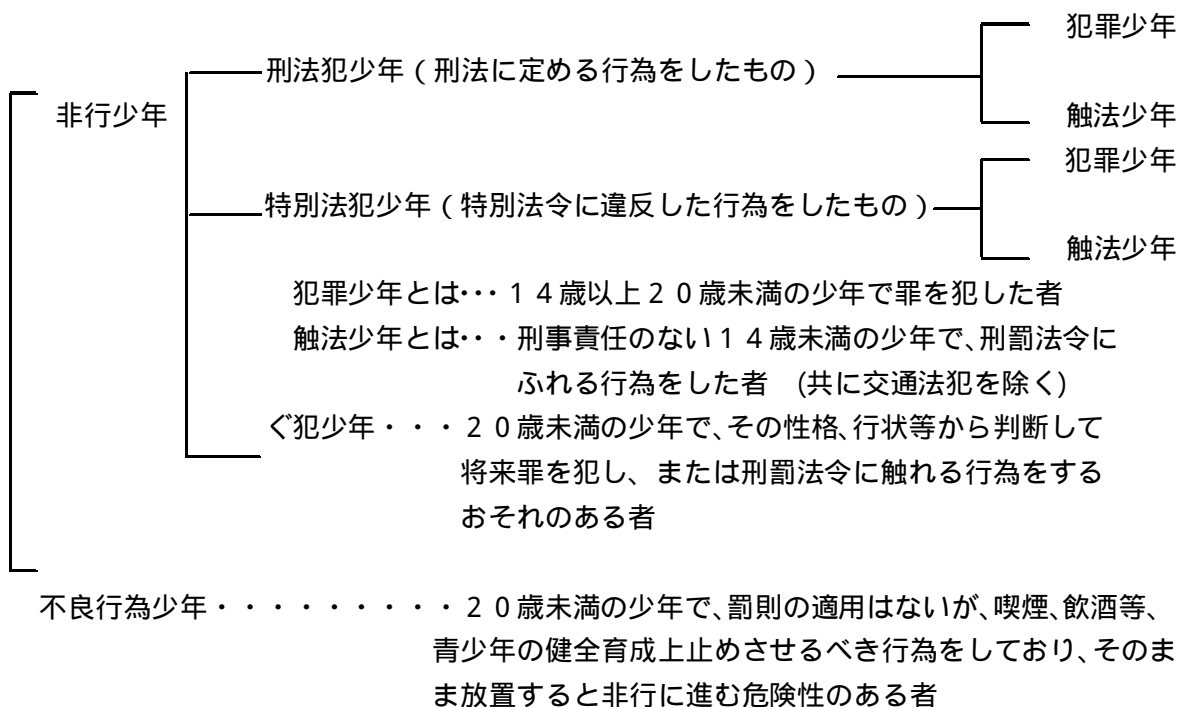
対象となる少年：非行少年等（非行少年・要保護少年・不良行為少年）

| | | |
|-----------|---|---|
| 非行少年 | 犯罪少年 | 罪を犯した14歳以上、20歳未満の少年 |
| | 触法少年 | 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年 |
| | く犯少年 | 保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど一定の事由があつて、その性格、環境などから将来罪を犯し又は刑罰法令にふれる行為をするおそれがある少年 |
| 要保護少年 | 非行少年には該当しないが虐待され、酷使され又は放任されている少年その他児童福祉法に基づく措置が必要と認められる少年 | |
| 不良行為少年 | 非行少年には該当しないが、次の行為に該当するなど、飲酒、喫煙、家出その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年 | |
| | 不良行為の種別と定義 | |
| | 1. 飲 酒 | 酒類を飲用し、又はその目的で酒類を携帯する行為 |
| | 2. 喫 煙 | 喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を携帯する行為 |
| | 3. 薬物乱用 | シンナー、燃料用ガス、催眠剤、鎮静剤等心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物を乱用し、又はその目的でこれらのものを携帯する行為 |
| | 4. 粗暴行為 | 放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等の非行に発展するおそれのある粗暴な言動をする行為 |
| | 5. 刃物等所持 | 正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他凶器となるおそれのあるものを携帯する行為 |
| | 6. 金品不正要求 | 正当な理由がなく他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為 |
| | 7. 金品持ち出し | 保護者等の金品を無断で持ち出す行為 |
| | 8. 性的いたづら | 性的いたづらをし、その他性的な不安を生じさせる行為 |
| | 9. 暴走行為 | 自動車等の運転に関し交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼす恐れのある行為又はこのような行為を共にする行為 |
| | 10. 家 出 | 正当な理由がなく生活の本拠を離れ、帰宅しない行為 |
| | 11. 無断外泊 | 正当な理由がなく保護者に無断で外泊する行為 |
| | 12. 深夜はいかい | 正当な理由がなく、深夜に外出はいかいする行為 |
| | 13. 怠 学 | 正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為 |
| | 14. 不健全性行為 | 少年の健全育成上支障のある性的行為 |
| | 15. 不良交友 | 犯罪性のある人、その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為 |
| 16. 不健全娯楽 | 正当な理由がなく、風俗営業所、性風俗関連特殊営業所、公営競技場、有害興行場等へ入場し、有害図書などを携帯し又は賭博類行為をするなど、少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為 | |
| 17. その他 | 迷惑遊興行為、迷惑座り込み等の行為 | |

「声かけ」 基準

| | |
|------|--|
| 挨拶 | 小学生、中学生、高校生の登校や下校時などに「おはよう」「お帰り」と明るく声をかける。 |
| 会話 | 顔見知りの青少年であれば最近の様子などを、初めて出会う青少年なら「少年指導員のおじさん（おばさん）です。」と軽く自己紹介して、さりげなく会話をする。 |
| 励まし | 新聞配達や牛乳配達などアルバイト中の青少年、家の手伝いなどに励んでいる青少年、塾帰りなど勉学に励んでいる青少年に励ましの声をかける。 |
| ねぎらい | 道路や河川敷、地下道などのゴミ拾い、幼児や老人、身体の不自由な人のお世話をしている青少年には、ねぎらいの声かけをする。 |
| 褒める | 社会ルールやマナー、交通ルールを守り、安全で良識ある生活をしている青少年を褒め、より一層励行するように声をかける。 |

「非行少年の分類」



6. 関係機関一覧表

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|-------------|----------------------------|--------------|
| 多治見警察署 | 多治見市宝町6 - 65 | 0572-22-0110 |
| 東濃子ども相談センター | 多治見市上野町5 - 68 - 1 東濃西部総合庁舎 | 0572-23-1111 |
| 東濃教育事務所 | 恵那市長島町正家1067 - 71 恵那総合庁舎 | 0573-26-1111 |
| 多治見市教育委員会 | 多治見市音羽町1 - 71 - 1 | 0572-22-1111 |
| 瑞浪市教育委員会 | 瑞浪市上平町1 - 1 | 0572-68-2111 |
| 土岐市教育委員会 | 土岐市土岐津町土岐口2101 | 0572-54-1111 |

7. 県下少年（補導）センター

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|-------------|---|--------------|
| 各務原少年センター | 〒504-0912 (産業文化センター7F) 各務原市那加桜町2 - 1 8 6 | 058-383-1739 |
| 東濃西部少年センター | 〒507-0034 (ヤマカまなびパーク4階) 多治見市豊岡町1 - 5 5 | 0572-23-3455 |
| 可児市少年センター | 〒509-0292 (可児市役所内) 可児市広見1 - 1 | 0574-62-1111 |
| 羽島郡少年センター | 〒501-6012 (二町教育委員会内) 羽島郡岐南町八剣7 - 107 | 058-245-1133 |
| 羽島市少年センター | 〒501-6241 (羽島市教育センター内) 羽島市竹鼻町226 - 2 | 058-391-1179 |
| 関市少年センター | 〒501-3802 (わかくさプラザ内) 関市若草通2 - 1 | 0575-23-7777 |
| 美濃市少年補導センター | 〒501-3756 (美濃市教育委員会内) 美濃市生櫛88 - 24 | 0575-35-2711 |
| 美濃加茂市少年センター | 〒505-8606 (中央公民館内) 美濃加茂市太田町3425 - 1 | 0574-25-4141 |
| 中津川市少年センター | 〒508-0032 (にぎわいプラザ4階) 中津川市栄町1 - 1 | 0573-66-1111 |
| 恵那市少年センター | 〒509-7492 (恵那市教育委員会内) 恵那市岩村町545 - 1 | 0573-43-2112 |
| 高山少年補導センター | 〒506-8555 (生涯学習課内) 高山市花岡町2 - 18 | 0577-35-3123 |

一人で悩んでいませんか・・・？ 困ったらどうぞ

(学校、勉強、家庭、友だち、いじめ、非行・・・など)

勇気を出して相談してください。力になります。秘密は守ります。

あんしんコール 0120-873-246 (携帯からもOK)
(午前10時～午後5時 日・月休み)

あんしんメール anshin55@crux.ocn.ne.jp (24時間受付)
(返信は、午前10時～午後5時 日・月休み)

東濃西部少年センター

多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク 4F

TEL 0572 23 3455

FAX 0572 26 8813

午後5時以降は下記24時間相談窓口をご利用ください。

岐阜県域24時間対応相談窓口

いじめ相談24(いじめ全般) 0120-740-070

ヤングテレホンコーナー(非行、犯罪、薬物等) 0120-783-800

青少年SOSセンター(子どもに関する相談全般) 0120-247-505